



税務情報

国税庁 — タックスヘイブン対策税制に係る改正通達の発遣

国税庁は6月6日、2019年度税制改正に対応したタックスヘイブン対策税制に関する通達を発遣しました。

- [租税特別措置法関係通達\(法人税編\)等の一部改正について](#)(法令解釈通達)
(2019年5月31日付)

(2019年度税制改正におけるタックスヘイブン対策税制の改正の概要につきましては、KPMG Japan Tax Newsletter [「2019年度税制改正大綱」](#)(2018年12月19日発行)にてご紹介しております。)

1. ペーパーカンパニーの範囲の見直し

2019年度税制改正では、ペーパーカンパニー(その租税負担割合が30%未満である場合には、会社単位の合算課税の対象となる外国関係会社)の範囲が見直され、以下の外国関係会社はペーパーカンパニーに該当しないこととされました。

- A. 持株会社である一定の外国関係会社(外国子会社又は特定子会社の株式等を保有する外国関係会社)
- B. 不動産保有に係る一定の外国関係会社(不動産会社である管理支配会社の事業に必要な不動産又は管理支配会社が自ら使用する不動産を保有する外国関係会社)
- C. 資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社

これらの外国関係会社として取り扱われるためには、それぞれいくつかの要件を満たす必要がありますが、このうち A.の「特定子会社の株式等を保有する外国関係会社」並びに B.及び C.の外国関係会社に係る要件に関し、新たに以下の通達が設けられました。

66の6—9の2 管理支配会社によって事業の管理、支配等が行われていることの判定

「管理支配会社によって外国関係会社(ペーパーカンパニーか否かの判定対象となる法人)の主たる事業の管理、支配及び運営が行われていること」とする要件について、以下の点が明らかにされています。

- この要件は、管理支配会社がその外国関係会社の事業計画の策定等を行い、その事業計画に従い裁量をもって事業を執行することをいう。
- 管理支配会社は、その外国関係会社との間に直接に株式等を保有する関係がない場合であっても、これに該当する場合がある。

66 の 6—9 の 3 事業の遂行上欠くことのできない機能の意義

「外国関係会社(ペーパーカンパニーか否かの判定対象となる法人)が、管理支配会社の行う一定の事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること」とする要件は、その外国関係会社が存在しないとすれば、管理支配会社の行う事業の継続に支障をきたすこととなり、かつ、その事業の継続のために代替する機能が必要となることをいうことが明らかにされています。

2. 連結納税・パススルー課税の適用を受ける外国関係会社の所得の金額等

2019 年度税制改正では、外国関係会社が連結納税やパススルー課税の適用を受ける場合の取扱いが整備されています。具体的には、外国関係会社の適用対象金額及び租税負担割合並びに内国法人における外国税額控除の規定の適用に当たり、外国関係会社の所得の金額及び法人所得税(外国法人税)の額は「企業集団等所得課税規定」(その外国関係会社の本店所在地国における連結納税・パススルー課税の規定)を除いた法令の規定により計算することとされました。

この整備に伴い、改正通達において新たに 9 つの通達が設けられ、たとえば以下の取扱いが示されました。

- その外国関係会社のみ所得に対して法人所得税が課されるものとして、その本店所在地国の法令の規定により所得の金額等の計算を行う。(66 の 6—21 の 2 等)
- 「企業集団等所得課税規定」を除かない本店所在地国の法令の規定により計算された所得の金額の計算の基礎となる書類等に記載された金額を基礎として合理的に算出することができる場合など、所得の金額を計算する方法が合理的と認められるときには、その合理的に算出される所得の金額等によることとして差し支えない。(66 の 6—21 の 4 等)

(なお、租税特別措置法関係通達(連結納税編)においても、上記 1.及び 2.と同様の改正がなされています。)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.